



令和元年11月1日

【照会先】

埼玉労働局労働基準部賃金室

室長 津田 恵子

室長補佐 飯田 正幸

(電話) 048-600-6205

報道関係者 各位

特定（産業別）最低賃金の改正を決定 ～5業種とも過去最大の引上げ額～

本日、埼玉労働局長（木塚欽也）は、本年10月2日の埼玉地方最低賃金審議会（会長 佐野 勝正）の答申どおり、5業種の特定（産業別）最低賃金を下表のとおり改正する決定をし、官報に掲載することによって公示した。

改定最低賃金額は、いずれも平成15年の時間額一本化後、過去最大の引上げ額である。

改定最低賃金額一覧

略 称	時間額(円)	引上げ額(円)	改正発効日
非 鉄 金 属	944	20	令 和 元 年 1 2 月 1 日 (法定どおり)
電 子 部 品	951	21	
輸 送 機 械	961	22	
光 学 機 械	959	21	
自 動 車 小 売	957	21	

添付資料 ①埼玉県の特定（産業別）最低賃金の推移
②埼玉県の最低賃金

埼玉県の特定(産業別)最低賃金の推移

(単位:円、%)

略称		年度																	
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
非鉄金属	日額	6,217	廃止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	時間額	778	778	779	783	788	799	808	810	817	824	832	842	854	869	884	904	924	944
	引上げ額	2	0	1	4	5	11	9	2	7	7	8	10	12	15	15	20	20	20
	引上げ率	0.26	0.00	0.13	0.51	0.64	1.40	1.13	0.25	0.86	0.86	0.97	1.20	1.43	1.76	1.73	2.26	2.21	2.16
電子部品	日額	6,210	廃止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	時間額	778	779	781	785	790	801	811	814	821	828	836	846	859	874	889	909	930	951
	引上げ額	2	1	2	4	5	11	10	3	7	7	8	10	13	15	15	20	21	21
	引上げ率	0.26	0.13	0.26	0.51	0.64	1.39	1.25	0.37	0.86	0.85	0.97	1.20	1.54	1.75	1.72	2.25	2.31	2.26
輸送機械	日額	6,338	廃止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	時間額	792	793	794	797	802	814	823	825	832	837	847	857	870	883	898	918	939	961
	引上げ額	1	1	1	3	5	12	9	2	7	5	10	10	13	13	15	20	21	22
	引上げ率	0.13	0.13	0.13	0.38	0.63	1.50	1.11	0.24	0.85	0.60	1.19	1.18	1.52	1.49	1.7	2.23	2.29	2.34
光学機械	日額	6,278	廃止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	時間額	785	786	788	792	797	810	820	822	829	836	845	857	870	883	897	917	938	959
	引上げ額	1	1	2	4	5	13	10	2	7	7	9	12	13	13	14	20	21	21
	引上げ率	0.13	0.13	0.25	0.51	0.63	1.63	1.23	0.24	0.85	0.84	1.08	1.42	1.52	1.49	1.59	2.23	2.29	2.24
自動車小売	日額	6,308	廃止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	時間額	790	791	792	796	801	816	823	824	831	837	847	857	869	882	897	916	936	957
	引上げ額	2	1	1	4	5	15	7	1	7	6	10	10	12	13	15	19	20	21
	引上げ率	0.25	0.13	0.13	0.51	0.63	1.87	0.86	0.12	0.85	0.72	1.19	1.18	1.4	1.5	1.7	2.12	2.18	2.24

埼玉県の最低賃金

令和元年11月1日更新

埼玉県最低賃金	時間額（円）	埼玉県内の事業場で働く全ての労働者に適用されます。	改正発効日
	926		令和元年10月1日

特定（産業別）最低賃金	時間額（円）	適用除外労働者（埼玉県最低賃金が適用されません。）	改正発効日
埼玉県非鉄金属製造業最低賃金 <small>非鉄金属製造業（非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属素材製造業、その他の非鉄金属製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属製造業に分類されるものに限る。）</small>	944		令和元年12月1日
埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 <small>電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）</small>	951		
埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金 <small>輸送用機械器具製造業（産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業（自転車・同部分品製造業を除く。）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が輸送用機械器具製造業に分類されるものに限る。）</small>	961		
埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金 <small>光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が光学機械器具・レンズ製造業又は時計・同部分品製造業に分類されるものに限る。）</small>	959		
埼玉県自動車小売業最低賃金 <small>自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。以下同じ。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）</small>	957		

- (注) 1 使用者は、労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
 2 複数の最低賃金が適用される場合は、金額の最も高いものが実質的に適用されます。
 (※ 「埼玉県各種商品小売業最低賃金」の適用労働者は、埼玉県最低賃金が実質的に適用されます。)
 3 派遣労働者は、派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用されます。
 4 実際に支払われる賃金額と最低賃金額との比較方法
 ・時間給の場合は、時間給と最低賃金額を比較します。
 ・月給等の場合は、所定内賃金から3手当（精皆勤手当、通勤手当及び家族手当）を差し引いた賃金額を1時間当たりの金額に換算して最低賃金額と比較します。
 5 障害により著しく労働能力が低い者などについて使用者が埼玉労働局長の最低賃金減額特例許可を受けた場合は、減額した最低賃金額が適用されます。

◎ この一覧表を常時作業場の見やすい場所に掲示してください。

埼玉労働局
労働基準監督署

各種助成金等のご案内

令和元年度業務改善助成金

概要

- ・事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行った場合に、その設備投資に要した費用を一部助成する制度です。

申請締切:令和2年1月31日

問い合わせ先：埼玉働き方改革推進支援センター(電話0120-729-055)又は埼玉労働局雇用環境・均等室(048-600-6210)

キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

概要

- ・有期労働契約者、短時間労働者等の非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給を実施した場合に助成を受けることができる制度です（対象労働者数によって助成額が異なります。）。

問い合わせ先：埼玉労働局職業安定部職業対策課 助成金センター（048-600-6217）又は最寄りのハローワーク